

ふじのくにフロンティア推進エリア認定要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ふじのくにフロンティア推進エリア設置要綱（令和元年5月10日施行）第3条の規定に基づき、推進エリアの認定に関し必要な事項を定めるものとする。

(認定要件)

第2条 推進エリアは、別表に掲げる認定基準を満たすものとする。

(認定申請)

第3条 推進エリアの認定を受けようとする市町は、ふじのくにフロンティア推進エリア認定申請書（様式第1号）を別に定める期日までに知事に提出するものとする。

(認定の審査等)

第4条 知事は、前条の申請書の提出があったときは、“ふじのくに”のフロンティアを拓く推進会議評価部会によりこれを審査し、推進エリアの認定を、ふじのくにフロンティア推進エリア認定通知書（様式第2号）により通知し、認定された推進エリアを公表する。

(市町の申請による変更・解除)

第5条 知事は、推進エリアの認定を受けた市町が社会情勢等の急激な変化等により、当初の計画の変更又は廃止を余儀なくされるなど相当の事由があるときは、ふじのくにフロンティア推進エリア認定変更（解除）申請書（様式第3号）により、推進エリアを変更し、又は認定を解除することができる。

(変更・解除の審査等)

第6条 知事は、前条の申請書の提出があったときは、これを審査し、ふじのくにフロンティア推進エリア認定変更（解除）通知書（様式第4号）により通知し、公表する。なお、この場合の審査及び公表は、第4条の規定を準用する。

(市町の申請によらない変更・解除)

第7条 知事は、認定を受けた推進エリアが第2条に適合しなくなつたと認めるときは、審査の上、ふじのくにフロンティア推進エリア認定変更（解除）通知書（様式第5号）により当該推進エリアを変更し又は指定を解除し、公表することができる。なお、この場合の審査及び公表は、第4条の規定を準用する。

2 前項により当該推進エリアを変更し又は認定を解除する場合は、事前に市町の意見を聴取するものとする。

(その他)

第8条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年5月10日から施行する。

別表（第2条関係）

ふじのくにフロンティア推進エリア認定基準

認定基準	判断基準
全体構想に適合する取組や事業を行う推進エリア	防災・減災と地域成長の両立を目指す“ふじのくに”のフロンティアを拓く取組の基本理念に適合していること
適切な地域課題の分析と解決策が提示されている推進エリア	<p>地域の目指す姿とその実現のための具体的な取組を提示する計画が策定されていること</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>地域課題の分析と、革新的技術等を活用して都市的サービスを提供する拠点間相互の連携・補完を図る解決策の提示があること</p> </div>
取組や事業の実施が確実な推進エリア	<p>実施が確実であることは、次の各号の総合的に勘案し判断する</p> <p>1号 推進エリア内において実施する事業については、平成31年度から4年以内に確実な事業実施（着手）が見込まれる等熟度が高いと認められること</p> <p>2号 市町及び関係者を構成員とし、実施事業に関する合意形成の体制が整っていること</p>

様式第 1 号

ふじのくにフロンティア推進エリア認定申請書

第 号
年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

市町長名 氏 名 閣

ふじのくにフロンティア推進エリア認定要綱第 3 条の規定に基づき、ふじのくにフロンティア推進エリアに認定するよう申請します。

記

認定を申請するふじのくにフロンティア推進エリアの名称

(注 1) 認定を申請する区域の名称を記載

(注 2) ふじのくにフロンティア推進エリア認定申請概要調書を添付のこと

様式第2号

ふじのくにフロンティア推進エリア認定通知書

第 号
年 月 日

市町長名 氏 名 様

静岡県知事 氏 名 閣

年 月 日付け 第 号によるふじのくにフロンティア推進エリア認定申請
について、ふじのくにフロンティアふじのくにフロンティア推進エリア認定要綱
第4条の規定に基づき、下記推進エリアを認定します。

記

推進エリア 名称	
-------------	--

様式第3号

ふじのくにフロンティア推進エリア認定変更（解除）申請書

第 号
年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

市町長名 氏 名 園

ふじのくにフロンティア推進エリア認定要綱第5条の規定に基づき、ふじのくにフロンティア推進エリアについて認定の変更（解除）を申請します。

記

- 1 変更（解除）を申請するふじのくにフロンティア推進エリアの名称
- 2 変更（解除）する理由及びその内容

（注1） 変更（解除）申請する推進エリアの名称を記載

（注2） 変更の内容がわかる資料の写しを添付のこと

様式第4号

ふじのくにフロンティア推進エリア認定変更（解除）通知書

第 号
年 月 日

市町長名 氏 名 様

静岡県知事 氏 名 圖

年 月 日付け 第 号による下記のふじのくにフロンティア推進エリア認定変更（解除）申請について、ふじのくにフロンティア推進エリア認定要綱第6条の規定に基づき、これを認めます。

記

推進エリア 名称	
-------------	--

様式第5号

ふじのくにフロンティア推進エリア認定変更（解除）通知書

第 号
年 月 日

市町長名 氏 名 様

静岡県知事 氏 名 図

年 月 日付け 第 号による下記のふじのくにフロンティア推進エリア認定について、ふじのくにフロンティア推進エリア認定要綱第7条の規定に基づき、変更（解除）します。

記

推進エリア 名称	
変更（解除） の理由と その内容	

ふじのくにフロンティア推進エリア認定申請概要調書

1 認定を申請する推進エリアの概要

(1) 推進エリアの名称

--

(2) 推進エリア形成の主体の名称

※複数自治体で取り組む場合は複数記載

(3) 推進エリアの範囲

※別途図面を添付

(4) 目指すべき地域の姿

--

(5) 地域課題と推進エリアにおける解決策

地域課題	※客観的、定量的なデータに基づく分析がなされているか
推進エリアにおける解決策	※推進エリアにおける事業内容を記載 ※活用する先端技術等を記載

(6) 推進エリア内におけるふじのくにフロンティア推進区域

推進区域名	
-------	--

(7) 推進エリア内におけるふじのくにフロンティア推進区域以外の既存拠点

拠点名	
位置・範囲	

(8) 推進エリアの事業実施における合意形成の体制

関係者の合意の状況	
推進体制の設置状況及び活動状況	

2 推進エリア内において実施する事業の概要

(1) 新拠点区域における事業

事業名	
事業内容	
想定している事業実施主体	

(2) その他課題解決のために実施する事業の内容

事業名	
事業内容	
想定している事業実施主体	

3 推進エリア内におけるふじのくにフロンティア推進区域や新拠点区域等の活用及び相互の連携等の内容

--

4 事業実施の工程

2019年度	
2020年度	
2021年度	
2022年度	